

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

9 月分

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	WTO
1	令和6年度 土地台帳管理システム改修業務委託	情報処理－ 情報処理	株式会社ヤマイチテクノ	¥5,247,000	令和6年9月9日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G4	
2	鶴見配水場監視制御設備保守点検業務委託 長期継続	機械等施設 点検・運転－ 施設保守 点検整備	シンフォニアエンジニアリング 株式会社 大阪支社	¥29,700,000	令和6年9月30日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G4	

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 土地台帳管理システム改修業務委託

2 契約の相手方

株式会社ヤマイチテクノ

3 随意契約理由

本業務の対象となる水道局土地台帳管理システム（以下「本システム」という。）は、許可書・図面等のデータ編集・閲覧・検索・共有化を行うことを目的として、株式会社ヤマイチテクノが独自に開発を行ったものです。

本システムの保守は現在、上記業者により行われていますが、令和7年3月31日をもって上記業者によるサポートの終了が決定されました。

本システムの運用は今後も継続することから、保守業務をオープン系システムで構築するにあたり、次期統合基盤で使用するブラウザであり、同様に次期統合基盤に導入される『Microsoft365』とも親和性が高い『Microsoft Edge』上にて稼働するシステム改修並びに、登録済みデータの移行、動作検証及び切替作業を行う必要があります。

本システムは、上記業者が開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっているため、本業務の履行には本システムの構成、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、本システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせる事が出来ない旨の見解を得ています。

よって、本業務の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは株式会社ヤマイチテクノが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部管財課（電話番号 06-6616-5458）

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見配水場監視制御設備保守点検業務委託 長期継続

2 契約の相手方

シンフォニアエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

本業務は、鶴見配水場に設置している監視制御設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、シンフォニアテクノロジー株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて制作したものであり、保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、当該設備にかかる保守点検業務は、シンフォニアエンジニアリング株式会社へ移管されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのはシンフォニアエンジニアリング株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部設備保全センター（電話番号 06-6815-2403）